

総務常任委員会関係

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p><u>山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第 4 条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる県の執行機関が、同表の第 3 欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第 5 条 一略一</p> <p>別表第 1</p>	<p><u>山形県個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>（委任）</p> <p>第 4 条 一略一</p> <p>別表第 1</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">執行機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 知事</td> <td>高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 知事</td> <td>私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～4	一略一	5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	6	一略一	7 知事	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	8 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">執行機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～4	一略一	5	一略一
執行機関	事務																		
1～4	一略一																		
5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																		
6	一略一																		
7 知事	高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																		
8 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条																		
執行機関	事務																		
1～4	一略一																		
5	一略一																		

	第2項第3号に規定する保護者等をいう。第10項及び第16項を除き、以下同じ。) に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 知事	私立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 知事	私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11及び12	—略—
12 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の規定によるものを除く。）であって規則で定めるもの
13 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び県内の公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	公立の高等学校の専攻科に在学する生徒に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する生徒の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2

執行機関	事務	特定個人情報
1～4	—略—	
5	生活に困窮する	児童福祉法の規

6及び7	—略—

別表第 2

執行機関	事務	特定個人情報
1～4	—略—	

<p>知事</p>	<p>外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>定による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民年金法等の</p>			
-----------	---	--	--	--	--

一部を改正する
法律（昭和60年法
律第34号）附則第
97条第1項の規
定による福祉手
当の支給に関す
る情報であつて
規則で定めるも
の

労働施策の総合
的な推進並びに
労働者の雇用の
安定及び職業生
活の充実等に関
する法律（昭和41
年法律第132号）
の規定による職
業転換給付金の
支給に関する情
報であつて規則
で定めるもの

中国残留邦人等
の円滑な帰国の
促進並びに永住
帰国した中国残
留邦人等及び特
定配偶者の自立
の支援に関する
法律（平成6年法
律第30号）の規
定による支援給付
又は配偶者支援
金の支給に関す
る情報であつて
規則で定めるも
の

障害者の日常生
活及び社会生活
を総合的に支援
するための法律
（平成17年法律
第123号）の規
定による自立支援
給付の支給に関

		する情報であつて規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
6 及び 7 - 略 -		
8 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
9 ～ 12 - 略 -		

5 及び 6 - 略 -		
7 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒等の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。第 12 項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の規定による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
8 ～ 11 - 略 -		

別表第 3

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて規則で定め

(削る)

		<u>るもの</u>
		学校保健安全
		法（昭和33年
		法律第56号）
		の規定による
		医療に要する
		費用について
		の援助に關す
		る情報であつ
		て規則で定め
		<u>るもの</u>

山形県防災会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(委員の定数)	(委員の定数)
第2条 次の各号に掲げる者をもつて充てる委員の定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 次の各号に掲げる者をもつて充てる委員の定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 法第15条第5項第5号に掲げる者 <u>14人</u> 以内	(1) 法第15条第5項第5号に掲げる者 <u>19人</u> 以内
(2)及び(3) 一略一	(2)及び(3) 一略一
(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 <u>8人</u> 以内	(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者 <u>20人</u> 以内
(幹事)	(幹事)
第4条 防災会議に、幹事 <u>58人</u> 以内を置く。 2及び3 一略一	第4条 防災会議に、幹事 <u>62人</u> 以内を置く。 2及び3 一略一